

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和6年7月23日（火） 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充（立教大学法学部教授） 委員 山内久光（弁護士） 委員 佐々木伸（元会社員）
対象期間	令和5年10月1日～令和6年4月1日
契約の現状等の説明	令和5年度下半期における契約状況について
個別審議案件（5件）	契約件名：自動車燃料の購入 契約金額：5,300,294 円 契約締結日：令和6年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：倒産事件処理システムの Windows 11 対応検証及び改修 契約金額：4,339,500 円 契約締結日：令和6年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約） 契約金額：1,691,800 円 契約締結日：令和6年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：翻訳及び校閲業務（単価契約） 契約金額：3,206,280 円 契約締結日：令和6年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：令和6年度督促手続オンラインシステム用ラベルシールの購入 契約金額：11,292,600 円 契約締結日：令和6年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所

委員からの意見・質問等、それに対する回答等	別紙のとおり
次回抽出委員の指定	山内委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他の	次回委員会の開催日は、追って日程調整する旨、確認した。 なお、開催方法については、言及していない。

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 個別審議案件 (1) 自動車燃料の購入について (問) 予定価格の積算時に、例年の入札参加業者 1 者から参考見積を徴取しているとのことだが、その 1 者とは現受注業者か。 (問) 最大限の企業努力により安価な契約金額となっているとのことだが、企業努力の中身について確認しているか。 (問) 自動車燃料の金額について、業者によってそこまで異なるものなのか。 (問) 近隣のガソリンスタンドの価格より安価であるということは、包括的な金額で一括して契約するという契約形態の他、業者の政策的な面での企業努力故に、安価に契約できているということも考えられるか。 (問) 受注業者が経営するガソリンスタンドでしか給油できないのか。 (2) 倒産事件処理システムの Windows 11 対応検証及び改修	(事務局) (答) 現在の受注業者である。 (答) 本件受注業者は、他省庁・他企業でも多くの自動車燃料の購入業務を受注していることや、利益をぎりぎりのところで設定していると聞いており、それらが企業努力により安価である理由として考えられる。 (答) 各ガソリンスタンド経営業者により、ガソリンスタンドでの販売価格は決められている。人件費や立地等により金額は異なると聞いている。 (答) 安価で契約できていることの一因として考えられる。 (答) 他のガソリンスタンドで給油することはできる。その場合、現受注業者は他のガソリンスタンドに対し、手数料を支払っていると聞いている。

(問) 予定価格積算のため6者から参考見積書を徴取しているが、工数や単価の比較はどうだったか。 (問) 工数の適正はどのように判断しているか。 (意見) 今後、本件のような調達手続においては、工数をどう捉えるかがポイントとなると考える。 (意見) 参考見積書と入札金額が大きく異なるものなどは、その中身を専門人材と分析することで、今後の類似案件の予定価格積算に活かせると思う。 (3) 裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等(単価契約) (問) 高落札率の要因に関して、1回目の入札に参加している業者が、2回目の入札額に参加していないのはなぜか。 (問) 調達の形式に変更があったとのことだが、入札無効につきこちらの手続案内に不備はなかったのか。 (問) 手続上の不備を防ぐために入札参加者に対して周知や説明等の努力はしたか。 (問) 2回目の入札の結果で高落札率となっているが、裁判所から業者に対して	(答) 各社ばらつきはあるが、工数及び単価についてそれぞれ比較を行っている。 (答) 案件によっては、裁判所のデジタル専門人材に工数や総額の適正を確認している。 (答) 1回目の入札が無効であったからである。無効になると2回目の入札には参加できない。 (答) 入札説明書に記載があったため問題はなかったと考える。 (答) 積極的には行っていないが、今後入札形式が従来から変更するものについては、業者に対し声掛けしていくことも考えられる。 (答) 行っていない。
--	--

何か働きかけは行ったか。 (意見) 形式的なミスで入札無効になり、入札に参加できないのは惜しいことであるので、手続上の不備などで参加できない業者がなるべくでないように、入札参加者に対しては周知・説明する等の努力をした方がよい。 (4) 翻訳及び校閲業務(単価契約) (問) 1 者入札となっているが、2 者以上参加があった場合、競争する点は何か。 (問) 予定価格の設定はどのように行ったか。 (問) 技術審査願の段階で1 者が辞退した具体的な理由は何か。 (意見) 参加対象者が複数者いる案件では、複数者の入札が得られるように努めていただきたい。 (問) 翻訳の対象は何か国語か。 (意見) 対象言語を英語だけとする仕様なら多くの会社に参加できると思われるが、その他複数の対象言語や正確な翻訳の必要性による資格要件等を勘案すると現状はやむを得ないと考	(答) 提供を受ける役務は確定しており、仕様書には示しているので、その点で競争することになる。 (答) 市場価格として参考見積書を提出した2 者のうち、安価な方を採用した。 (答) 追完書類として英語以外の翻訳者の履歴書を求めたところ、提出が間に合わなかったためである。 (答) 日本語からの翻訳の対象言語は、英語・フランス語・ドイツ語・韓国語・中国語であり、日本語に翻訳する対象言語は、英語・フランス語・ドイツ語・韓国語・中国語である。
--	---

える。 (5) 令和6年度督促手続オンラインシステム 用ラベルシールの購入 (問) 1者入札の要因に関して、当初は複数の業者が入札に参加できると思われたが、結果として、自社では扱えないという印象があったということか。 (問) 本件のように、供給元が限られるような物品だと、価格競争のために業者が努力できる部分が少ないことになるが、このような側面を、どのように解消していくのか。 (問) 本件ラベルシールを供給する業者は1者に限定されてしまうのか。 (問) メーカー販売価格は把握しているか。 (意見) 本件契約の性質上、入札する業者を増やす努力をするよりも、価格の適正さをどうやって確保していくかの努力をする方が有益だと考える。	(答) 特定の業者の製品を取り扱っている業者が少ないこと、また、価格競争に勝つことができないと判断されたことが1者入札の一番の要因だと考えている。 (答) 関心を持ってくれる業者の母体数を増やすことにより、競争が加速され则认为しているため、案件名を工夫したり、公告のタイミングで広く声掛けを行うなど、より多くの業者に関心をもってもらえるよう積極的な働きかけを行っていきたい。 (答) システムに対応できるラベリングマシンが決まっており、代替できる機器もないことから、マシンを供給する特定の業者の製品を取り扱うほかない。 (答) 公表されていない。 以 上
---	---